

令和9年度採用群馬県立学校実習助手募集要項

群馬県教育委員会

I 募集する職及び採用予定数

- 実習助手・・・農業助手2名程度（一般選考及び農業助手特別選考を含む。）
工業助手2名程度（一般選考及び工業助手特別選考を含む。（主に機械系を担当する者・主に電気系を担当する者））

理科助手1名程度

※ 今回は上記以外の募集はありません。
(参考)

職 種	職 務 内 容 (主なもの)
農 業 助 手	農業高校等における野菜・草花・果樹栽培、林業、食品製造等の実習指導、自習室・農場・道具等の整備、管理など。
工 業 助 手	工業高校等における機械系・電気系の実習指導や実習室・作業室、機械等の整理整頓、整備、管理など。
理 科 助 手	普通科・理数科等における理科実験の備品等の準備・実習補助、実験室・備品・薬品等の整理整頓など。

II 受験資格

地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人であり、次の選考区分ごとに掲げる条件のいずれにも該当する人であること。

- 実習助手・・・農業助手2名程度
工業助手2名程度（主に機械系を担当する者・主に電気系を担当する者）
理科助手1名程度

【一般選考】
ア 昭和57年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人
イ 学校教育法による高等学校（中等教育学校後期課程を含む）を卒業した人及びこれと同等の資格があると認められる人又は卒業見込みの人

【農業助手特別選考】・【工業助手特別選考】（一般教養試験免除）
ア 昭和52年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
イ 農業助手は、現に農業に専業として従事若しくは民間企業又は官公庁等の正規職員として引き続き勤務し、令和9年3月31日の時点でその在職期間が10年以上であり、農業助手としての高度の専門的な知識若しくは技能、又は勤務経験を通して身に付けた優れた指導能力を有する人。工業助手は、現に民間企業又は官公庁等の正規職員として引き続き勤務し、令和9年3月31日の時点でその在職期間が10年以上であり、工業助手としての高度の専門的な知識若しくは技能、又は勤務経験を通して身に付けた優れた指導能力を有する人
ウ 学校教育法による高等学校（中等教育学校後期課程を含む）を卒業した人及びこれと同等の資格があると認められる人

III 申込み手続

電子申請による出願とします。

群馬県教育委員会学校人事課ウェブページ（https://www.pref.gunma.jp/soshiki/224/#sp_headline_0）にアクセスして、「教員採用試験等」のページをご確認ください。

○パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、ご了承ください。動作環境については以下のヘルプをご覧ください。

・<https://logoform.tayori.com/q/logo-faq/detail/458584/>（外部リンク）

○メールの着信拒否設定をしていると、「送信完了メール」や受験票が届かない場合があります。着信拒否設定を解除するか、「no-reply@logoform.jp」からのメール受信が可能な設定にしてから申請してください。

1 受付期間（期間内以外は受け付けません）

(1) 電子申請による申込みの受付期間

令和8年9月9日（水）～9月24日（木）23時59分（受信有効）

※申込み締切り直前は回線が大変混雑します。また、システム管理等のため一時的に利用できない場合がありますので、余裕をもって出願してください。

(2) 農業助手特別選考・工業助手特別選考に係る提出書類の受付期間（特別選考での受験を希望する人のみ提出）

令和8年9月9日（水）～9月24日（木）

※「熟練した技能を有する」こと等を証明できるものがあれば、電子申請による申込みを行った後に郵送（郵送の場合は当日消印有効）するか、学校人事課へ持参してください。

（受付時間は8：30～17：15、ただし、土、日曜日及び祝日は除く。）

2 準備するもの

(1) インターネット環境のあるパソコン又はスマートフォン

(2) 本人のメールアドレス

登録したメールアドレスがログインIDとなります。受験が全て終わるまで変更しないでください。

(3) 個人写真の画像ファイル（縦6cm、横4cmの枠に表示できるよう御準備ください。）

※半身脱帽、3か月以内に撮影したもの。背景は無地。ファイル形式はjpeg、jpgを推奨とし、png、gifも可。ファイル名の指定はありません。

(4) 受験票等を印刷するためのプリンター（A4版が印刷できるものなら可）

3 出願方法

(1) 電子申請の利用者登録

○以下のLoGoフォーム新規アカウント登録ページから、事前に利用者登録を行ってください。

利用者登録は申込み受付期間の前でも可能です。

・<https://logoform.jp/signup>

○利用者登録で取得した「ログインID」と「パスワード」は忘れないよう控えておいてください。登録の際は「外部サービスと連携してアカウントを登録」を選択せず、メールアドレスを入力してアカウント登録するようにしてください。

(2) 受験申込み

○群馬県教育委員会学校人事課ウェブページ（https://www.pref.gunma.jp/soshiki/224/#sp_headline_0）の「教員採用試験等＞令和9年度採用群馬県立学校実習助手選考」にアクセスして、申込用LoGoフォーム「令和9年度採用 群馬県立学校実習助手 選考試験申込み」にて申請してください。なお、申込フォームは、9月9日（水）にリンクを表示します。

○電子申請による申込み後、「送信完了メール」が送信されます。メールが届かない場合には申込みが完了していませんので、必ず「送信完了メール」を確認してください。

○電子申請による申込み内容についての確認終了後、申込みが受理となります。受理後、「受付完了メール」が送信されます。「受付完了メール」が10月2日（金）までに届かない場合には、学校人事課県立学校人事係へ連絡してください。

(3) 農業助手特別選考・工業助手特別選考に係る書類の提出（特別選考での受験を希望する人のみ提出）

○農業助手特別選考・工業助手特別選考に出願する人は、「熟練した技能を有する」こと等を証明できるものがあれば、電子申請による申込みを行った後に、提出してください。（例：資格証明書、表彰状の写しなど）

○提出先

郵送の場合・・・群馬県教育委員会事務局 学校人事課県立学校人事係

（〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1）

持参の場合・・・群馬県庁（前橋市大手町1-1-1）23階の学校人事課県立学校人事係に提出してください。

必ず、簡易書留にて郵送するか、学校人事課へ持参してください。

※提出された書類について審査を行い、出願条件を満たしていない場合には、申込者に連絡をします。

※出願後の審査により特別選考での受験ができない場合、一般選考に切り替えることが可能です。

4 受験票の交付

電子メールにより令和8年10月6日（火）頃「受験票」が交付されます。「受験票」を各自でダウンロード、A4サイズで印刷し、第1次試験当日に持参してください。

5 申込みに当たっての注意事項

- (1) 受験会場で特に配慮を必要とする場合は、出願時に申込書の欄に具体的に記入してください。また、必要な対応について、個別相談を行いますので、ご連絡ください。
- (2) 受験票が令和8年10月16日（金）までにダウンロードできない場合には、学校人事課県立学校人事係へ至急連絡してください。

IV 選考試験

1 第1次選考

- (1) 期 日 令和8年10月29日（木）
- (2) 会 場 群馬県庁（前橋市大手町1-1-1）（予定）
※ 詳細は受験票に記載されますのでご確認ください。
- (3) 選考内容 一般教養（30分）、専門（50分）、小論文（50分）
なお、農業助手特別選考・工業助手特別選考受験者は、一般教養試験が免除されます。免除者は専門に関する試験と小論文となります。
- (4) 合格発表 令和8年11月26日（木）頃
「結果通知メール」により11月26日（木）以降「結果通知書」等の交付が通知されます。

※「結果通知メール」が令和8年11月30日（月）までに届かない場合は、学校人事課県立学校人事係へ至急連絡してください。

2 第2次選考（第1次選考の合格者のみ。なお、日程等については通知の中で連絡をします。）

- (1) 期 日 令和8年12月10日（木）、12月25日（金）、12月28日（月）（予定）
- (2) 会 場 群馬県庁（前橋市大手町1-1-1）ほか（予定）
- (3) 選考内容 面接試験、実技試験（農業助手・工業助手のみ）
- (4) 合格発表 令和9年1月21日（木）頃
「結果通知メール」により1月21日（木）以降「結果通知書」等の交付が通知されます。

※「結果通知メール」が令和9年1月26日（火）までに届かない場合は、学校人事課県立学校人事係へ至急連絡してください。

V 採用

- 1 採用は、校種、職種等の需要の状況を考慮して決定します。
- 2 給与は、新規高卒者の場合、初任給が次のとおり支給される見込みです。
実習助手・・・・・・219,900円
- 3 信用失墜行為等の公務員としてふさわしくない行為をした場合には、合格又は採用を取り消すことがあります。
- 4 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、こどもと接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、最終合格後、任命権者による採用手続の課程において、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。確認の結果、前科があることが判明した場合は採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。（「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及

び第8項を参照してください。)

※ 今回の募集について、問合せ等がありましたら、次の場所に電話で連絡してください。

●問合せ先 学校人事課 県立学校人事係 電話（０２７）２２６－４５９７（直通）
--